

第 105 号

2026年9月15日発行

編集発行

蒲生地区人権のまちづくり協議会

事務局：蒲生コミュニティセンター

電話 0748-55-0207

IP電話 050-5801-0207

和と輪



「三島池と伊吹山」 絵・片山硅三郎 (さくら川スケッチクラブ会員)

やわらび

「先生、見てー」と声を弾ませながら、育てた野菜を見せてくれる子ども達。たくさん収穫できた野菜を使って、カレーライス作りをするようになりました。

せっかくならカレーライスに必要な食材も自分達で買いに行けたらいいね、という声が上がりました。しかし、近くに買い物ができるお店はなく、どうしようかと考えていたところ、週に一回団地内を回る移動販売車があることに気付きました。相談してみると「買い物できるよー!」快く引き受けてくださり、園を代表して5歳児が、事前に相談して決めた食材を購入しました。

自分達で育てた野菜と自分達で買った食材を使って作ったカレーライスは格別だったようです。普段は野菜が苦手ななかなか食べられない子ども、あつという間に食べる姿を見せてくれました。

今や携帯電話一つで何でもできる時代となりつつあります。しかし、自分達で育てた野菜を調理したり、対面で買い物をしたりといった直接的な体験は、子ども達にとつてかけがえのない学びです。これからもこのような体験を大切に、子ども達の心豊かな成長につながってほしいと思います。

長峰幼稚園長 安井 麻理子

視点

子どもの人権ってなんだろう?

「子どものために」から「子どもとともに」へ

公益社団法人子ども情報研究センター共同代表 田中 文字

1989年子どもの人権に関する初めての国際法「子どもの権利条約」が国連で採択されたとき、日本政府は、子どもの人権侵害は発展途上国の問題であり、経済的に豊かな先進国である日本では改めての対応は必要なしとの見解でした。そして、空白の30年をつくってしまいました。

●子どもの問題ではなく、社会の問題

「ジュネーブ宣言」(1924年)が、人類は子どもに最善のものを与える義務を負うと述べてから2世紀。その保障には道遠く、教育や医療や福祉を受ける機会を奪われている子どもたちがおり、おとなの戦争で命を奪われる子どもたちが増えているというのが、私たちの社会の現実です。他の国の話ではありません。例えば以下の数字は、いかに生き難い日本社会であるか、子どもから社会の現状を突き付けられているのだと思います。この数字には固有の名前を持った一人ひとりの子どもがいる。

満足に食べられない…子どもの相対的貧困率は11%(2025年)で9人1人が貧困。

学校がしんどい…不登校児童数は増加し続け、2024年度約35.4万人(全小学生の2.3%、全中学生の6.8%)。身近な家庭が安心できない…児童虐待相談件数は児童虐待防止法施行後も増加し続け、2023年度は225,509件、虐待死は65人。

社会に絶望する…2025年の子どもの自殺者数は532人(小学生10人、中学生170人、高校生352人)。少子化が進む中、増加が続く。

●「子どもの権利条約」が問いかけること

「子どもの権利条約」は「意見表明の権利」を謳っています。2023年によりやく制定された国内法「こども基本法」においても、子どもの意見表明権の尊重が明記されました。しかし、意見表明権とは何かの議論は組上にのぼったばかりで、諮問機関に子ども代表を入れて、子どもの意見を聴くといった取り組みが少しずつ始まっている状況です。しかし、意見表明権とは子どもにも意見聴取する機会を設けるという狭いレベルの議論ではありません。

意見表明権とは何かを考える際に拠り所となるのは、国連子どもの権利委員会が出している「一般的意見第12号」意見を聴かれる子どもの権利(2009年)です。①意見表明権とは聴かれる権利であり、聴く環境が重要である、②意見表明権は参加する権利であり、その意見が決定にどのように影響し、活かされていくのかが重要である、③「意見」は「VIEWS」の翻訳であり、表情や絵など非言語的コミュニケーションが尊重されなければならない、④言う・言わないも子どもの自由であり、沈黙も意見である、⑤未熟だと子どもの能力を問うのではなく、その子どもの年齢や成熟度、状況に応じて聴く責任が社会にある、と述べています。これは、現代社会の個人主義的、能力主義的人間観では理解することができません。個人的なできる／できない、はい／おそい、つよい／よわいの価値観を超えて、関係性Ⅱ共に生きる人間観をつくっていくことが求められているのだろうかと考えます。

障害者不在の障害者の人権はないし、女性不在の女性の人権はない。子どもの

声を聴かずして、子どもの人権は見えてこないのです。「子どものために」と良心的なおとなが集まって考えるのではなく、「子どもとともに」息遣いが感じ合える施策に取り組んでいかなければならないと思います。



編集後記

大人の都合や経済優先の社会で、子ども達の選択肢や尊厳が奪われていないでしょうか。不登校やひきこもりの増加は、社会のSOSです。今こそ子ども達の権利を守り、声を聴く寛容な地域へ、負の連鎖を終わらせ、希望の連鎖をここから始めたいと思います。

東近江市は19年も前から「子ども条例」を制定しています。

(H)



子どもたちの幸せのための『こども基本法』

こども基本法とは

「この法律は、日本国憲法及び児童の権利条約の精神にのっとり、こどもの権利の擁護が図られる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とする」これは、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」第1条の要約です。基本法は、全ての子どもが自立した個人として権利を守られ、平等に幸せな生活が送れるようにと考えたこども施策を総合的に推し進めるために制定されたものです。

「こども」とは

「こども基本法」では、「心身の発達過程にある者」とされ、年齢の決まりはありません。

こども施策

子どもに関する取り組みなどを「こども施策」といいます。

子どもの心や体の成長をサポート

居場所づくり、いじめ対策など

子育てをする人たちへのサポート

働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など

こども施策の基本理念

こども施策は6つの大切な考え方のもとに行われます。

- ①すべての子どもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- ②すべての子どもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③すべての子どもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会的活動に参加できること
- ④すべての子どもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、子どもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- ⑤子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つのが難しい子どもに家庭と同じような環境が用意されること
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

③の意見を言う機会および社会的活動に参画する機会が確保されることについては、これからは、あらゆる場面で子どもの意見を聞くことを当たり前にしていかなければならないということです。これまでのような大人中心のやり方や考え方を変えていくことが求められています。またこども基本法第7条では、こども施策について、国民が関心と理解を深めることを努力義務としています。

基本法の施行により、こども施策が確実に実行され、子どもたちが、瞳を輝かせ、未来の夢を語れるような社会をつくっていくことを、私たち大人一人ひとりが意識していくことが大切になります。

こども基本法をきっかけに、もう一度子どもの権利について考えてみましょう。

